

女性活躍推進法に関する個別相談会のご案内

【企業全体で301人以上の労働者を雇用する事業主の皆さんへ】

女性活躍推進法に基づき、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・社内周知・公表、③行動計画を策定した旨の労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表を行う必要があります。

(※300人以下の労働者を雇用する事業主については、努力義務となっています。)

徳島労働局雇用均等室では、女性活躍推進法に基づく上記取組を円滑に進めていただくため、下記のとおり個別相談会を開催いたしますので、是非ご利用ください。当日は、個別相談のほか、策定届の受付も致します。

◆日 程 平成28年2月18日(木)、2月23日(火)

10:00～16:00

※相談時間は、概ね各企業30分以内とさせていただきます。

◆会 場 徳島地方合同庁舎 6階 会議室

(徳島市徳島町城内6-6)

◆相談内容

- ・女性の活躍状況の把握・課題分析について
- ・行動計画の策定について
- ・行動計画の社内周知、外部への公表について
- ・女性の活躍に関する情報の公表について
- ・女性活躍加速化助成金について など

◆お申込み 事前に、裏面の申込書をFAXにて送付してください。

申込書には、ご希望の日時を、第3希望までご記入ください。

日程調整の結果、第1希望以外となった場合のみご連絡します。

◆お問合せ・申し込み先 徳島労働局雇用均等室

〒770-0851

徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

TEL (088) 652-2718

FAX (088) 652-2751